

平成24年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（春季）

民事訴訟法

問1 次の説例を読んで、次の各問に答えなさい。

【説例】 Xは、平成20年4月1日に、Yより、金500万円を弁済期平成24年1月31日の約束で借り受けた。Xは、平成22年8月20日に250万円を、平成23年9月15日に150万円をYに弁済したので、平成24年2月17日現在、XはYに対して100万円の貸金債務のみを負っていると主張する。しかし、Yは、Xの主張する2度の弁済はなかったと争うので、Xは、Yを被告とする、「XのYに対する残存債務は100万円を超えては存在しない、との確認を求める」旨の債務不存在確認の訴えを提起した（これを前訴と呼ぶ）。

- (1) 裁判所は、審理の結果、XのYに対する、平成22年の弁済は認められるが、平成23年の弁済は認められないと判断した場合、どのような内容の判決を下すべきか。
- (2) (1)の判決が確定した後、Yは、前訴においてXが自認していたYに対する100万円の債務の履行を求めて、Xを被告とする100万円の支払請求訴訟を提起した（これを後訴と呼ぶ）。これに対して、Xは、後訴において、前訴の事実審の口頭弁論終結時までには、100万円をすでにYに弁済していると主張した。このようなXの主張は認められるか。

問2 次の説例を読んで、次の各問に答えなさい。

【説例】 Xは、Y学校法人の経営する大学に勤務する教育職員であった者である。Xは、当職に就任する際、教育職員の定年を満65歳とする定年規定等をYから受け取っている。そこで、Yは、Xに平成19年10月1日に満65歳で定年退職となる旨告知し、さらにXが満65歳となった平成20年3月31日、定年により職を解く旨の辞令をXに交付した。しかし、Xは、当職に就任当初にYと定年を満80歳とする合意があったと主張する。そこで、Xは、Yに対して、Xが雇用契約上の地位にあることの確認と未払い賃料の支払いを求める訴えを提起した。

これに対して、裁判所は、YはXの就任当初、他の教育職員を定年規定にかかわらず70歳を超えて勤務させていたことなどから、定年はなきに等しく、80歳くらいまでは勤務可能であるとの認識をXに抱かせていたため、少なくとも定年退職の1年前までに、Xに対して、定年規定を厳格に適用し、再雇用しない旨を告知する信義則上の義務がある。したがって、平成19年10月1日におけるXに対する定年退職に関する具体的告知から1年を経過するまでは、満65歳の定年退職時期到来後も、信義則上、Yは定年退職の効果を主張することはできないと判断した。以上から、裁判所は、平成21年12月25日に、Xの雇用契約上の地位確認請求については棄却したものの、未払賃料支払請求については、平成20年4月1日から、平成20年9月30日までの賃料の支払いを命じる一部認容判決を下した。

- (1) 上記の信義則上の義務違反の存在を、XもYも主張していないにもかかわらず、裁

判所が上記のような判決を下すことは許されるか。

- (2) 「YはXの就任当初、他の教育職員を定年規定にかかわらず70歳を超えて勤務させていたことなどから、定年はなきに等しく、80歳くらいまでは勤務可能であるとの認識をXに抱かせていた」という事実を、Xが「定年が満80歳であるとの合意があった」ことを推認させる事実として主張していた場合に、裁判所は上記のような判決を下すことは許されるか。